

65歳以上の人の介護保険料

介護保険料は、介護事業費をもとに、平成24年度から平成26年度の65歳以上の第1号被保険者保険料収納必要総額を算出し、被保険者の所得段階別加入割合を考慮の上、保険料基準額を決定します。介護保険事業運営基金を取り崩すなど、介護保険料額の抑制に努めましたが、一方で地域区分の見

直しをはじめとする介護報酬の改定が実施されることになり、これらを加え算出すると、保険料基準額は年額6万8,280円(月額5,690円)となります。

また、所得段階については、市民税の課税状況や合計所得金額などに基づき、これまでの7段階から11段階に変更しました。

介護保険料(平成24年度から平成26年度)

所得段階	所得等の条件	算定式 (基準額は第6段階)	年額保険料
第1段階	生活保護を受給している人、または本人および世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人	基準額×0.48	32,770円
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.48	32,770円
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	基準額×0.73	49,840円
第4段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、第2段階および第3段階以外の人	基準額×0.75	51,210円
第5段階	本人が市民税非課税、かつ世帯の中に市民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.87	59,400円
第6段階	本人が市民税非課税、かつ世帯の中に市民税課税者がいる人で、第5段階以外の人	基準額×1.00	68,280円 (保険料基準額)
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円未満の人	基準額×1.25	85,350円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上、250万円未満の人	基準額×1.50	102,420円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が250万円以上、500万円未満の人	基準額×1.70	116,070円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上、750万円未満の人	基準額×1.85	126,310円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が750万円以上の人	基準額×2.00	136,560円

介護保険料の納め忘れにご注意ください

- ▶ 介護保険料を滞納すると、介護サービスを利用する際に、いったん全額自己負担で支払ってから介護給付の9割相当分を払い戻す償還払いの適用や、滞納期間に応じサービス利用料が1割負担から3割負担へと変更になる場合があります。
- ▶ 65歳になると、年金から介護保険料が徴収されますが、年金からの徴収開始時期は通知

書にてお知らせします。それまでの期間は、納入通知書を送付しますので、忘れずに納めてください。また、条件を満たさない場合、年金から徴収ができないこともあります。いずれの場合も口座振替を利用すると、納め忘れがなく便利です。

- ▶ 介護保険料の納付相談を行っています。お気軽にお問い合わせください。